

ファッションショーの著作権法による保護について

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **大江 哲平**

知財高判平成26年8月28日 (平25(ネ)第10068号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

本論稿では、ファッションショーにおけるモデルの化粧、衣服の選択、動作等の著作物性及び 実演該当性が問題となった裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 事案 (概略)

本件は、被告 Y 1 が被告 Y 2 従業員を介して、原告らの開催したファッションショー(本件ファッションショー)の映像の提供を受け、上記映像の一部(本件映像部分)をそのテレビ番組において放送し、これにより、原告 X 1 (イベント等の企画制作コンサルティング会社)の著作権(公衆送信権)及び著作隣接権(放送権)並びに原告 X 2 (イベントの企画運営受託者)の著作者及び実演家としての人格権(氏名表示権)を侵害したと主張し、XらがYらに対し損害賠償を求めた事案である。

Xらが侵害の対象として主張したのは、本件ファッションショーにおける、①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像等、である。

原審¹は、上記各権利の侵害をいずれも否定し、Xらの請求を棄却した。

¹ 東京地判平成25年7月19日 (平成24年(ワ)16694号)。担当部は民事第29部 (大須賀滋裁判長)。原 審判決の評釈として、渡部友一郎・コピライト632号32 ~ 40頁がある。